

第 105 回日本精神神経学会総会

シンポジウム

精神保健福祉士法制定の経緯から

篠崎 英夫 (国立保健医療科学院名誉院長)

精神保健福祉士法は、平成9年12月に公布されたが、その経緯から新たな国家資格を創設するに当たっての諸問題を提起した。

国家資格については、名称独占のみのものと、名称独占に業務独占を伴うものとの2種類がある。名称独占のみの資格については、平成元年の臨時行政改革推進会議の「公的規制の緩和等に関する答申」では、国が設けるにふさわしい特別な社会的意義を有するものに限定するとされていた。業務独占を伴う国家資格については、先行する国家資格との業務範囲の調整が必要となる。

私は救急救命士法の設立にも関与したが、消防法・医療法・医師法との調整の中で、救急救命士の行う医行為は搬送途上に限定された。これらの調整は担当課と内閣法制局との間で、かなりの時間をかけ綿密に行われることとなる。これは政府提案による国家資格法であるが、この他に立法府自らの提案による議員立法によるものもある。さらに法案が提出される場合、衆議院に先に提出され可決された後、参議院に送られる場合と、参議院先議の場合とがある。業務独占が、医行為に当る場合、医師の指示・指導の問題、さらに、それ

が、個別具体的なものか、包括的なものかも課題となる。このような議論に耐える為にも法制化を要望する団体の意志が一体化していて、確固たるものである事が必要である。

加えて、社会的な要請が国家資格法制定の時期にあることも重要な要素となる。精神保健福祉士法制定時は、障害者基本法の成立を受け精神障害・知的障害・身体障害を一体のものとして、国際社会に伍する、社会復帰の強力な促進を図る必要があり、その為に厚生省に新たに「障害保健福祉部」が設置された時期でもあった。精神保健福祉士の法制化を求める「日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会」の一致した強い要望が大きな役割を果たしたほか、精神科ソーシャル・ワーカーを自らの援助者とする「全国精神障害者家族会連合会」メンバーの理解・支援を得たことも重要であった。

これら精神保健福祉士法成立の経緯で示された、1. 法案に至るまでの状況、2. 法案提出前後の動向、3. 国会での審議と成立まで、4. 法施行に関連する動きなどの、4項目を考慮した上で、新たな国家資格制度の創設が必要と考えられる。